



齊齊哈爾市 (中国) 友好都市提携 30 周年記念



■記念パネル展

▽日時・会場 9月29日(月)・30日(火)、午前8時30分～午後7時＝市役所1階市民ホール。10月1～10日、午前10時～午後8時(10月10日は午後5時まで)＝市民プラザ(馬場通り4丁目・5階)。

▽内容 交流の歩み、齊齊哈爾市の紹介。

■記念コンサートと記念式典

▽日時 9月30日(火) ①午後0時20分～0時50分②午後1時～1時20分。

▽会場 市役所1階市民ホール。

▽内容 ①張曉東さん(齊齊哈爾市出身)他による中国の伝統的な弦楽器「二胡」の演奏②齊齊哈爾市長からのメッセージ紹介などの記念式典。



■齊齊哈爾市とは 中国の最北東部に位置する黒龍江省第2の都市で、省西部の政治・経済の中心地。夏は暑く、冬は最低気温がマイナス35度になることもあります。面積4.24万平方キロメートル、人口約570万人。南東部の自然保護区には丹頂鶴など多くの種類の鶴が生息しています。齊齊哈爾市から贈られた丹頂鶴を八幡山公園とろまんちっく村で見ることができます。

■餃子事情 中国では水餃子が多く、具材は店や家庭によってさまざまです。齊齊哈爾市ではダイコンや炒り玉子を入れることもあります。家族や親戚が集まった時に、皮から手作りした、もちもちとした餃子をみんなで楽しく食べます。宇都宮を訪れる齊齊哈爾市民にも宇都宮の餃子は知られていて、「とてもおいしい」とたくさん食べて帰ります。

■本市の姉妹友好都市・文化友好都市 世界の5つの都市と、青少年の相互派遣などの交流をしています。

- ①オークランド市(ニュージーランド) 1982年～
- ②齊齊哈爾市(中国) 1984年～
- ③オルレアン市(フランス) 1989年～
- ④タルサ市(米国) 1992年～
- ⑤ピエトラサンタ市(イタリア) 1995年～

問国際交流プラザ ☎(616)1567

記)で、広報広聴課(市役所3階) ☎(632)2023、FAX(637)5151へ。グループでの申し込みは4人まで。

住民票の写しなどに関する登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人などの第三者に交付した場合、事前に登録した人に対し、その交付の内容について通知する「登録型本人通知制度」を行っています。これ

により、不正取得があった場合、本人による早期発見や早期究明が可能となり、第三者による不正取得を抑止する効果が期待できます。

▽登録期間 3年(更新可)。

▽内容 交付年月日、証明書の種類、通数、交付した相手の種別(代理人・代理人以外)を通知。

▽対象 本市に住民登録している(していた)または、本市に本籍がある(あった)人。

▽申込 直接、市民課(市役所1階)、各區・区・函へ。

問市民課 ☎(632)2265

文化財保存・保護のために 遺跡の分布調査にご協力を

遺跡の場所や範囲などを正確に把握し文化財の保存・保護を図るため、遺跡(埋蔵文化財包蔵地)の分布調査を行い、遺跡地図を作成します。調査は、調査員が地区内を歩いて調べるため、私有地に立ち入らせ

ていただくこともあります。また、調査員は調査員証を携帯しています。不審な場合は提示を求め、文化課へお問い合わせください。

▽期間 10月～平成27年2月。

▽対象地区 市南部。

▽調査方法 山や田畑などを歩いて、土地の表面に落ちている土器片などの遺物を確認します。なお、発掘調査ではありません。

問文化課 ☎(632)2768

住基カードに確定申告(e-Tax)などで必要な電子証明書を組み込みます

▽費用 500円(電子証明書発行手数料)。

▽その他 電子証明書は、引っ越しや婚姻などにより住所や氏名に変更があると自動的に失効します。改めて登録手続きをしてください。

問市民課 ☎(632)2265

お知らせ

あなたの声を市政に

細谷地区で
まちづくり懇談会

▽日時 9月30日(火)午後6時30分。

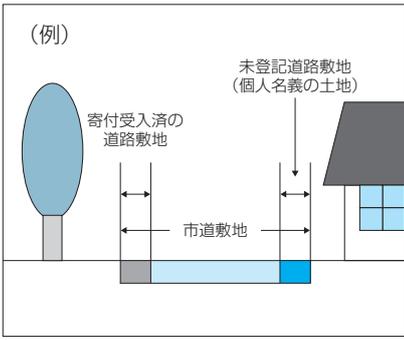
▽会場 細谷回(細谷1丁目)。

▽内容 市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行う。

▽その他 2歳以上の未就学児の託児を希望する人は、開催日の1週間前までに、電話で、広報広聴課☎(632)2023へ。

市道の未登記道路整理事業にご協力を

未登記道路とは、さまざま



まな事情により所有権移転がされず、市道敷地内に個人名義で残る部分をいいます(左上の図)。

現在、市では皆さんのご協力により寄付をいただき、未登記道路を解消する事業を積極的に進めています。

なお、測量や登記に必要な費用は、市が負担します。詳しくは、市☎をご覧ください。

詳細は、市☎をご覧ください。か、地籍課(市役所8階)☎(632)2697へお問い合わせください。

国土利用計画法に基づく届出が必要ですが

一定面積以上の土地売買などの契約をした場合には、契約の日を含め2週間以内に、その土地の利用目的などを届け出ることが義務付けられています。

▽対象面積 市街化区域は2000平方メートル以上、

市街化区域を除く都市計画区域は5000平方メートル以上。個々の面積が小さくても、取得した土地の合計が面積要件以上になる場合(一団の土地)は届け出

が必要で、必要です。取引形態 売買、代物弁

本文中に記載がないものは、原則として、対象となっても、費用は無料、申込不要。
 [区] 地区市民センター、[出] 出張所、[進] 生涯学習センター、[参] うつのみや表参道スクエア、[HP] ホームページ、[E] メールアドレス、[域] 地域自治センター、[活] 市民活動センター

9月10日は屋外広告の日 9月10日までは屋外広告物適正化旬間

屋外で公衆に表示している看板・サイン・電光掲示板・のぼり旗・立て看板・ポスター・貼り紙などが屋外広告物です。屋外広告物は情報を伝達する手段であり、まちに活気を与えるものでもあります。無秩序に氾濫するとまちの景観や自然の景色を損ないます。

■屋外広告物のルール 屋外広告物は面積や高さなどの基準が条例で定められており、掲出する場合は事前に市に許可申請が必要です。許可期間は1カ月～3年で、許可期間を超えて継続して掲出する場合は、更新申請が必要です。なお、営業所や店舗などの敷地内にある自家用広告物(総表示面積15平方メートル以下)などは除きます。

詳しくは、市☎をご覧ください。詳しくは、市☎をご覧ください。詳しくは、市☎をご覧ください。

違反広告物除却ボランティア団体募集

▽活動日時・場所 自治会の防犯パトロールに合わせて実施するなど、各団体の都合の良い日時と場所。

▽活動内容 道路上の電柱や街路樹など、条例で広告物の掲出を禁止している場所に取り付けられた貼り紙・貼り札などの撤去。

▽対象 市内に在住か通勤通学している20歳以上の人が構成する5人以上の団体。

☎都市計画課☎(632)2568

4 問都市計画課☎(632)256

都市計画の素案についての縦覧と公聴会を開催

■都市計画の素案 次の県総合スポーツゾーンに関する都市計画公園の変更(6.5・001号栃木県総合運動公園)②都市計画特別用途地区の変更栃木県総合運動公園スポーツ・レクリエーション地区)。

1 縦覧

▽縦覧期間 9月12～26日(土・日曜日・祝日を除く)。

▽縦覧場所 県都市計画課(県庁14階)、宇都宮土木事務所企画調査課(河内庁舎)、市都市計画課。

2 公聴会

▽日時 10月10日(金)午後7時。

▽会場 南園(江曾島2丁目)。

▽その他 これらの素案に意見がある人は、縦覧期間中、公聴会で公述人となる

意思の有無を明記し、直接または送付で、〒321-0974 栃木県都市計画課、〒321-0974 竹林町1030-2、宇都宮土木事務所企画調査課、〒320-8540 市都市計画課へ、①は県知事宛て②は市長宛てに意見申出書を提出してください。なお、公述希望者がいない場合、公聴会は開催しません。

☎県都市計画課☎(623)2465、宇都宮土木事務所☎(626)3146、市都市計画課☎(632)2642